

## 木津川市公告第59号

第8期木津川市障害福祉計画・第4期木津川市障害児福祉計画策定業務について、公募型プロポーザルを実施しますので、下記のとおり公告します。

令和8年5月14日

木津川市長 谷口 雄一

### 記

#### 1 業務の概要

- (1) 業務名 第8期木津川市障害福祉計画・第4期木津川市障害児福祉計画策定業務
- (2) 業務内容・場所 別紙「実施要領」及び「仕様書」に定めるとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 6,600千円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※令和8年7月から令和9年3月までの9か月間の合計額である。  
※提案上限額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。提案見積金額がこの提案上限額を超えた場合は失格とする。

#### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者（以下「応募者」という。）は、参加表明書及び企画提案書等書類提出期限日において、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、参加表明書及び企画提案書等書類提出後においても、要件を満たさなくなった場合は参加を認めないものとする。

- (1) 市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないものではないこと。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (5) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (6) 木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年木津川市告示第115号）に基づく指名停止措置を公告日から契約候補者特定の日まで受けていないこと。
- (7) 業務責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を配置できるものであること。
- (8) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）において、障害者福祉計画等の策定業務の受託実績を有していること。または木津川市障害者福祉計画・障害児福祉計画の策定関連業務の受託実績を有していること。
- (9) 個人情報の取り扱いについて、情報セキュリティマネジメントシステム・I SMS (IS027001) 又はプライバシーマーク制度認証(JISQ15001)の認証を受けている者であること。
- (10) 障害者福祉の関連法令について高い見識を有していること。
- (11) 京都府内又は近畿圏内に本社又は支店等を有する者であること。
- (12) 受託前後を問わず、木津川市と緊密な連絡調整が可能であること。
- (13) 木津川市役所において行う打合せ等に出席できること。
- (14) 電子メールでの情報の交換ができること。

### 3 担当課及び問合せ先

木津川市 健康福祉部 社会福祉課  
〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110-9  
TEL : 0774-75-1211  
FAX : 0774-75-2083  
E-mail : fukushi@city.kizugawa.lg.jp

### 4 その他

詳細は、「実施要領」及び「仕様書」による。